

# 障害に合った雇用促そう

## 全国事業所協会が相談事業開始



障害者雇用は積極的な中小企業でつくる公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会(全重協、東京)が、4月から事業主向け相談支援事業を始めた。道内でも札幌相談コーナーで専門の相談員が対応している。障害者に理解を深めてもらい、雇用の環境整備などを支援する。障害者本人や団体、学校からの相談も受け付けており、同協会は「障害者の能力を生かす取り組みをサポートします」と利用を呼び掛ける。

全重協は重度障害者などを積極的に雇用する事業主の団体で、全国の会員数は約320社。会員企業で働く障害者は9千人で、従業員総数に占める障害者の割合は28%に達する。道内からは食品製造やクリーニング、印刷、農畜産業などの18社が加盟している。

本年度に始めた相談・支援事業は昨年4月の改正障害者雇用促進法を踏まえ、厚生労働省からの委託事業。札幌を含め、全国7カ所

に相談コーナーを設けた。札幌相談コーナーには、4人の障害者雇用相談員を配置。それぞれハローワーク、職業訓練校、特別支援学校、企業で障害者雇用に関わってきた経験を生かしてアドバイスする。改正法では採用や賃金、配置、昇進などで障害を理由に差別することを禁止し、視覚障害者に点字や音声による採用試験を行うなど、過重な負担にならない範囲での障害者への配慮を義務付けて

(桜井則彦)

いる。これらの対応などについて、相談員がノウハウを伝えている。

札幌相談コーナーでは7月までに約70件の相談を受け付けたといい、企業側に来所してもらうほか、相談員が出向いたり、電話や文書などで対応したりした。

実際に障害者雇用を進めている加盟社への見学も紹介する。障害者が企業で実習を行う際のコーディネーターも支援事業の柱。企業への普及啓発や、障害者と事業者の橋渡しに加え、ハローワーク、障害者職業センター、特別支援学校、就労支援施設との連携も図る。

札幌相談コーナーは「障害者には就労支援施設での作業、訓練を企業への就労につなぐステップにしてもいい。逆に体調が悪化するなどして企業での勤務が難しくなった場合は施設での作業に移行もできる」と

企業側担当者(手前)に障害者雇用についてアドバイスする相談員(全国重度障害者雇用事業所協会提供)

## 札幌に4人の相談員 企業への橋渡しや啓発も

連携の重要性を強調する。来月4月には国が定める障害者の法定雇用率は2・0%から2・2%へ。さらにその3年以内には2・3%に引き上げられる。

現在、障害者の法定雇用率2・0%を達成している道内民間企業は約51%(2016年6月時点)。全国平均の約49%を若干上回るが、まだおよそ半数は未達成。こうした未達成企業へは、相談員が訪問して障害者雇用について助言したり、啓発資料を送ったりして、障害者雇用の拡大を図る。

札幌相談コーナーの障害者雇用相談員・紺谷裕さんは「障害者の中でも精神障害者の雇用が遅れている。働く意欲が高い傾向があるので、企業側への理解を広げ、雇用につなげていきたい」と話している。

札幌相談コーナー(中央区南2東2の16、堀尾ビル3階)への問い合わせは011-2522-9281か電子メール sapporo\_info@zenjikyoo.or.jp。